

令和4年度 第2回

「松本市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会議事録」

松本市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会事務局

令和4年度 第2回

松本市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会

次 第

日時：令和5年2月15日（水）

午後1時30分から

場所：松本市役所 大会議室

1 開会

2 あいさつ

3 会議事項

(1) 令和4年度事業実施状況 資料1

(2) 国実施の虐待防止・権利擁護指導者養成研修（受講者による伝達） 資料2

4 その他

5 閉会

(1 開会)

事務局

午後1時30分、開会を宣言した。(委員21名のうち14名の参加があり、協議会設置要綱第5条第2項に基づき、会議は成立した)

(2 委嘱状交付)

事務局

協議会設置要綱第3条に基づき、委員の変更が生じた委員に対し委嘱状を机上に交付したことを説明した。

(3 あいさつ)

障がい福祉課長

あいさつをした。

(4 会議事項)

議長

協議会設置要綱第5条に基づき会長が議長となった。
会議事項(1)令和4年度事業実施状況についての説明を求めた。

事務局

資料1に基づき、令和4年度事業実施状況について説明、報告した。

議長

意見、質問等がないことを確認し、引き続き、会議事項(2)国実施の虐待防止・権利擁護指導者養成研修(受講者による伝達)の説明を求めた。

事務局

資料2に基づき、研修内容の伝達を行った。

議長

意見、質問等がないことを確認し、議事を終了した。

(5 その他)

事務局

事務連絡として、令和4年7月に開催された第1回の会議において委員から出された質問事項について経過報告を行った。

経済的虐待を受けているケースが一時入院となった場合の医療費について、障がい者の制度、福祉医療費給付金と同じようなものを適用できないか、という意見について。

県内他市、同規模の県外のいくつかの中核市に確認を行った結果、9市中8市は取り組んでいない。取り組んでいる1市も市の独

自制度の中で行っていて、公にはしていない。

国などの動向も確認しつつ、必要に応じて考えていきたい。

本人のみで緊急で施設等に保護されたときの雑費、衣類などの生活用品やおむつ代などの支援してもらえる仕組みについて。

以前は地域包括支援センターにおむつ等の寄付があったため、そういったもので対応できることもあったが、現在は寄付等もなく、現物給付も厳しい状況。この内容についても、他市に確認をとったが、基本的には聞き取りした全市で、取り組みはなかったが、県外の1市で入所措置費や医療費に含めて費用を支払っているとのことだった。

こちら医療費の件と同様、国等の動向を見ながら対応していきたい。

通報者へのフィードバックについて。

前回協議会で担当からも回答しているが、ケースバイケースで対応している状況。

特に守秘義務があり、継続して協力をいただく民生委員やケアマネジャーなどとは情報共有、連携して対応している。

警察からの通報で、その後の返答を求められることはあまりないが、状況に応じて依頼があれば対応は可能。

主に民生委員や地域住民からの通報に対しての返答になるかと思うが、その線引きは難しいものと考えられる。

今後、コアメンバー会議などにおいて、必要に応じて組織で判断していきたい。

また、通報者には通報に感謝し、しっかりと誠意をもって対応する旨を伝えたい。

委員

警察署には、毎日虐待通報があり対応している。夜間に保護した場合、翌日まで警察で対応することが困難である。夜間において市役所の施設等で受け入れ対応ができないか。

事務局

夜間についての受け入れ対応は現在していない。高齢者の受け入れについては、市内2ヶ所の養護老人ホームで対応をしているが、夜間の受け入れは職員体制がとれないため困難である。翌日の対応になってしまうが、ご理解願いたい。

(6 閉会)

事務局

閉会を宣言し、午後2時50分散会した。